

大沼保昭著 『国際法』 (筑摩書房、二〇一八年)

蔦木文湖

激しさを増す米中貿易摩擦、日本の国際捕鯨条約脱退、元「徴用工」問題を頂点として戦後最悪ともいわれるほどとなった日韓関係の悪化など、緊迫する現在の国際情勢において「国際法に則った対応」が非常に重視されるようになってきている。また、「世界人権宣言」採択からちょうど七十年を迎えた二〇一八年以降、「国際法の人権化」をはじめ国際社会における人権の歩みが振り返られる中で、国際法への関心も高まっている。

このような中で日本を代表する国際法学者である大沼保昭氏の遺著として二〇一八年末に出版された本書は、国際

法が果たす「知の力(ソフトパワー)」としての役割の意義を、多くの人々が身につけ「したたかに国際社会の荒波をわたっていく」武器(三九二頁)であるとして、明らかにしたものである。

著者は、日本の近現代史を振り返り、国際法を抜きにしては理解することはできないものだとする。そして、国際法を通して過去の歴史を認識することで、日本が将来たどるべきより良い道を選択できると主張する。このように、日本国民の未来と国際法との密接な結びつきを意識し、一般の人々の国際法理解を進めるために書かれたのが本書で

ある。

二〇一七年に著者によってケンブリッジ大学出版会から出版されたアジア系研究者による初の国際法教科書 (*Intentional Law in a Transcivilizational World*, Cambridge University Press, London, 2017) をベースに執筆されており、難解に感じる場合もあるかもしれないが、基本的な国際法の歴史、理論、認識を、一般の読者の理解の深化を狙った著者の適切な解説が支えている。また、日本が国際法を学び活用して重大事を乗り切ってきた歴史の一方で、

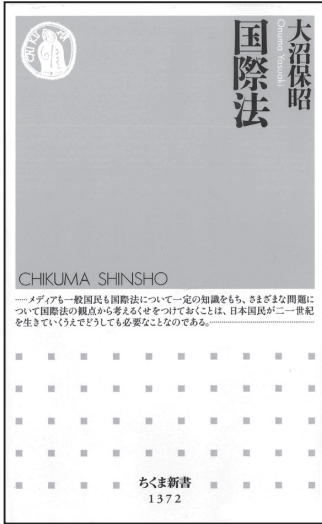
国際法を軽視し活用を怠ったことで国家存亡の危機をもたらしたのが第二次世界大戦であり、国際法を無視すると

き道を誤るといふ強い警鐘を鳴らす書でもある。そして、「日本国民にとってこそ賭けるに値する」(三九三頁)とい

う言葉で、国際社会が難しい局面を迎える今こそ、強い危機感のもとに国際法を市民が理解する必要性を説いている。

著者は、東京大学法学部教授、明治大学法学部特任教授、創価大学客員教授等を歴任し、アジア国際法学会の創設に大きな役割を果たし、前述の国際法教科書を出版するなど国際法研究の第一人者である。そして、東洋哲学研究所の研究活動にも大きな関心を寄せ、創立者・池田大作SGI(創価学会インタナショナル)会長の平和思想にも共感を表明してきた。と同時に市民活動家であり、サハリン残留朝鮮人の韓国への帰還運動、在日韓国・朝鮮人の法的・社会的地位の改善運動、アジア女性基金の設立とその一員としての活動など「慰安婦」問題の解決のための運動に携わった。

西欧列強によって作られた国際法への懐疑的挑戦として、近現代の思考様式だけにとらわれない文化・文明の思考様式を取り入れて国際社会を理解しようとする文際的視



大沼保昭著『国際法』
(筑摩書房、2018年)

点からの国際法を提示したのが、ケンブリッジ大学から出版された教科書だった。そして、弱者が国際法を武器に国際社会の中で生き抜いていくための大きな手掛かりとなるために、多くの人が手に取りやすい新書として易しい表記を用いて執筆されたのが本書である。研究者と市民活動家という二つの顔を持つからこそ文際的視点を提示するなど優れた国際法研究者であり、弱者の立場に立った市民活動家であった著者の姿勢が凝縮された著作であるといっていだらう。

こうした本書の特徴を踏まえた上で、三部構成の流れに沿って特筆すべき論点を挙げていきたい。第一部「国際法のはたらき」では、国際法の歴史的成り立ちや国家と非国家主体の関係性、国際法のあり方が述べられる。なかでも現代の国際社会で有力になりつつある国際法の「発展的解釈」（二一〇頁）の問題が論じられているが、これは戦後最も困難な局面を迎えている日韓関係の歴史問題を理解する上で重要なものである。条約締結後の規範意識の変化を重視する「発展的解釈」の立場をとる韓国に対し、条約締結時点を基準に条約を解釈しようとする日本の立場との違

いを明確にすることが、戦時中の人権問題をめぐる対立を考えていく上で重要なことがよくわかる。また、国内における憲法優位と国際社会における国際法優位という規範の相克という問題も提示されており、国際法を間に挟んで対立する日韓関係の問題点を明確にしてくれる。

しかし、より重要なのは、国際法の解釈や国際法と国内法の相克の中でその狭間に置かれる被害者が、その対立に利用されもしくは取り残され忘れられることがあってはならないという著者の信念だらう。これは、二十世紀後半、非国家主体の重要性が増大している中で、著者が提示している民際的・文際的視点到大きく関わってくる。国際法を国家間関係として捉える限り、強者の法というイデオロギ―を露呈するが、非国家主体と多様な文化・文明間の関係に着目する民際的・文際的視点で捉えるとき、国家・国家間関係、国際社会は不変の与件ではなく、国際法もまた再構築されるものとなっていくのである。

第二部「共存と協力の国際法」では、領域、経済、環境、国籍、人権といった国際法に関わる重要なテーマが論じられている。なかでも市民活動家としての著者が強い関

心を抱いてきた国籍や人権の記述は、大きな示唆を与えるものである。第二次世界大戦以前、人権の地位は極めて低いものであったが、戦後、その地位は劇的に高まり、人権の至高価値化、「人権の主流化」（二〇八頁）という国際社会の状況が作られたことが、歴史的に明らかにされていく。そして、世界人権宣言、国際人権規約の果たしてきた重要な役割を踏まえた上で、一九九三年のウィーン宣言が各国の人権観の違いは認めつつ民際的・文際的対立を克服して、最終的には人権の普遍性を宣明しコンセンサスが導かれたことを非常に重視する。

しかし、この「人権の主流化」「国際政治の人権化」をもたらしした西欧諸国では、人権が民衆の感覚とかけ離れたエリート理想主義という色彩を持ってしまい、その結果リベラルで寛大な移民政策への反発というかたちで、社会の分断がもたらされている。著者は、こうした現在の国際社会の状況を明確に「反動の時代」であり、人権の「冬の時代」であると指摘する。しかし、それでもなおこの「冬の時代」を乗り越えていけるとの強い確信の言葉は、人権の発展の歴史的定位と著者自身の忍耐強い経験とに裏打ち

されたものだからこそ説得力がある。

第三部「不条理の世界の法」では、国際紛争や「戦争と平和」の問題と国際法の意義と限界がテーマとして取り上げられる。ここでもまた、日本とアジアとの関係に関する指摘から大きな示唆を得られる。日本と東アジア諸国との間での領土紛争や対立等は、国際法の観点と歴史的経緯を含む「正義」という二つの視点が複雑に絡み合い影響を与えている。どちらかの視点が一方的に正しいというものはなく、双方の視点からの評価とそれぞれの国民がそれを正確に理解し折り合える解決を求めていくしかない。このことを「双方不満なら良い条約」という外交格言（三二四頁）を用いながら主張していることは、著者の現実的な解決策の葛藤と模索を表しているといえるだろう。

著者のいうように国際法を通して国際社会の不条理さを見ていくと、国際法の無力さを痛感せざるを得ない。さらに、現行国際法秩序の「揺らぎ」に乗じて国益追求をはかる国が増大しつつある二十一世紀は、人権や国際法にとって「冬の時代」（三八七頁）であるとの指摘には、残念ながら肯かざるを得ないのである。しかし、著者はそれでも

なお国際社会の荒波をわたっていく武器としての国際法の有用性を説き、国際法への絶望感のために日本が「国際法から降りて」しまう（三九一頁）ことに警鐘を鳴らしている。

このように本書は、国際法における民際的・文際的視点を提示し、人権を主流化した国際法の歴史からその可能性を見出し、戦争と平和における国際法の果たしてきた役割と「冬の時代」といわれる中での国際法への希望が論じられる。歴史的に国際法が不完全ながらも国際社会をより良き方向に進めてきたこと、その限界はあるものの国際法が果たしゆく可能性を前提にして今後も国際社会におけるさまざまな課題についての議論をしていくことが重要であるとの思いを強くするものである。

最後に、書評という枠から外れてしまうが、著者に対する感謝の言葉を個人的に述べたい。評者は不思議な縁から著者の人生の最後の二カ月弱の間、病室での本書著述のお手伝いをする事となった。評者は移民研究に携わっているが、国際法の視点からの広い視野を持つことの重要性、また病気が進行するなかでも研究に妥協を許さず執筆を進

める姿勢に、研究者としてのあるべき姿を教わったと深く感謝している。当初の原稿作成は口述筆記であったが、著者が次第に声を出すこともままならなくなるにつれ、そのほとんどが手書きの原稿作成へと変わっていった。それを評者がデータで打ち込んでいくことが多くなる中で、「人権」の章の結論部分に入り、著者は再び手書きではなく力強く口述をおこなった。評者がその一つひとつの言葉に強い感動を抱きながらメモを取り原稿とした最後の文章が、以下である。

中ロ・西欧・米国のいずれをとってみても今後しばらくは人権にとって「冬の時代」が続くだろうことは覚悟しておかなければならない。しかしこのことはなんらわたしたちに絶望を強いるものではない。（中略）さまざまな反動の動きのなかで人権はなんとか二一世紀の今日のレベルにまでたどりついたのである。「冬の時代」は一〇年、二〇年続こうが私たちはそれにひるんではならない。

世界第三の経済大国であり高い人権水準をもち、

他国にも法制の支援、人権教育などのかたちで人権の普及につとめてきた日本は、今後とも諸国の同様な精神をもつ指導者や市民とともに自信をもってそうした政策を推し進めるべきである。いつまでも続く闇というものはないのだから。(二四一頁)

隅々に満ちあふれる著者の「善きこと」への切望と希望を受け止めながら、たとえその歩みが「カタツムリの速さでしか進まな」くとも、「冬の時代」にひるむことなく国際法を力として真の平和な世界を構築する道標としたい一冊である。

(つたき ふみこ／東洋哲学研究所委嘱研究員)